

建指第817号
令和4年2月22日

関係団体各位

鹿児島市長 下鶴隆央
(建築指導課取扱)

鹿児島市地区計画の区域内における
建築物の制限に関する条例の一部改正について（お知らせ）

皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素より本市の建築指導行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では標記の条例の一部改正を行いましたので、お知らせいたします。改正の概要、施行日は以下のとおりです。なお、資料を添付しておりますので、貴団体の皆様に周知していただきますよう、お願い申し上げます。

不明な点がございましたら、下記担当者へお問い合わせください。

なお、吉野第二地区の区域等については、市ホームページ「地区計画策定地区の一覧表」に掲載しております。

記

【改正の概要】

- ・新たな区域「吉野第二地区」の追加
- ・敷地面積の最低限度に係る罰則の対象者の変更

【施行日】

令和4年2月22日。ただし、罰則の改正規定は令和4年4月1日。

問い合わせ先：鹿児島市建築指導課指導係
(担当) 濱川
Tel 099-216-1516